

別紙：「地方単独事業原爆(法別番号 811)」の公費の扱い

(1) 低所得者でない場合(つまり訪問介護は公費の対象外の場合)

→現在の811の公費を3月31日で履歴を切って、4月1日から812の公費を追加して下さい。

(注)811の公費を切らないと、4月からは訪問介護が811の対象になってしまいます。

811の公費の公費給付期間の終了日を「平成24年3月31日」と入力します。

「低所得者」にチェックが付いていない利用者が対象です。

公費給付期間の開始日を「平成24年4月1日」と入力します。

公費種別は「812 地方単独事業(原爆)・介護福祉施設サービス等」を選択します。

(2) 低所得者(つまり訪問介護も公費対象)で、通所介護等も利用している場合
 →現在の811の公費はそのまま、4月1日から812の公費を追加して下さい。

